

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 消防本部
- 2 監査実施日 令和5年2月24日
- 3 監査実施場所 消防本部
- 4 監査の範囲 令和3年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 厳
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、消防長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

消防の広域化に関し、消防庁が『市町村の消防の広域化に関する基本指針』（平成18年消防庁告示第33号）において「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として」自主的な市町村の消防の広域化を推進しており、また、同指針に基づく『石川県消防広域化推進計画』（令和2年10月）では、石川県を5つのブロッ

クに分け、本市は加賀市、能美市とともに南加賀ブロックとして広域化後の消防本部体制を構成するものとされている。

災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするためには、十分な出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保が必要であるが、消防庁が実施した令和4年度消防施設整備計画実態調査によれば、本市の消防ポンプ自動車の整備率は60%(6/10)、化学消防車の整備率は50%(1/2)、救急自動車の整備率は83.3%(5/6)、救助工作車の整備率は50%(1/2)、消防職員の充足率は74.3%(133/179)、とこれらの確保等が十分進んでいるとは言えない。

また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などにより今後ますます消防の組織管理や財政運営面での厳しさが想定される。現在、県内の全市町及び一部事務組合等と消防相互応援協定を締結するとともに、現場での連携が進んでおり、広域化の構成市の広域化に向けた機運が高まっていない、とのことであるが、長期的視野に立ち、消防の広域化に向け、本市が積極的にイニシアティブを取り、周辺の市と協議を進められたい。